

令和5年12月21日(木)開催
令和5年度第2回 旭川市国民健康保険運営協議会

会議資料3

令和6年度
旭川市国民健康保険料について
(諮詢事項及び答申案)

旭川市福祉保険部
国民健康保険課

諮詢事項と答申の方向性

諮詢事項	令和5年度	財源	令和6年度予定 激変緩和措置 (赤字解消計画)※1	答申の方向性		
				据え置き	拡大	廃止
1 基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた減免	減免額500円／人 【R5当初賦課】 ・対象17,580人 ・金額 879万円	一般会計	減免額0円／人	①減免額 500円／人	②減免額 500円以上／人	③廃止
2 7割・5割軽減対象世帯の減免	減免額 500円／人 【R5当初賦課】 ・対象35,060人 ・金額 1,753万円	一般会計 ↓ 基金	減免額0円／人	①減免額 500円／人	②減免額 500円以上／人	③廃止
3 賦課限度額	104万円 医療分 65万円 支援金分 22万円 介護分 17万円		※赤字解消計画に記載なし 106万円 医療分 65万円 支援金分 24万円 介護分 17万円	①104万円	②106万円 (政令基準)	

※1 赤字解消計画…北海道国民健康保険運営方針において、保険料水準の統一に向けて、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を含む赤字のある市町村は、6年以内の赤字解消計画を策定し、計画的に赤字を解消することとされている。

保険料統一までの激変緩和計画

令和6年度の保険料水準の統一に向けて、低所得者層で大幅に保険料が上がることから、一般会計繰入金により平成30年度から6年間の激変緩和措置を講じている。

激変緩和計画では、市独自軽減策の縮小を行うことが検討されているところであるが、その時々の社会情勢を十分考慮し、被保険者に対し急激な負担増が生じないよう毎年検討を重ねることとする。

(1)介護分保険料を減免 (財源:一般会計)

基礎控除後所得167万円以下の世帯の介護2号被保険者にかかる介護分保険料の減免を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの減免額 (単位:円)

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
減免額	—	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0

↓ 計画どおり推移。R5最終年度。

実施状況	—	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	
------	---	-------	-------	-------	-------	-------	-----	--

(2)支援金分保険料を減免 (財源:基金)

7割軽減・5割軽減の対象世帯の被保険者にかかる支援金分保険料の減免を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの減免額 (単位:円)

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
減免額	—	500	500	500	500	500	500	0

↓ 計画どおり推移。R5最終年度。

実施状況	—	500	500	500	500	500	500	
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

(3)18歳未満減免 (財源:基金)

18歳未満の被保険者にかかる均等割減免を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの減免割合

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
減免割合	5割	3割	3割	2割	2割	1割	1割	—

↓ R2は保険料の急激な増加への対応で5割に戻した。
R3は国がR4から未就学児の均等割5割軽減制度の導入情報があり据え置き。
R4は国制度に準拠(割合は据え置きも実質対象拡大)

実施状況	5割	3割	3割	2割	2割	1割	1割	
------	----	----	----	----	----	----	----	--

(4)市独自軽減 (財源:基金)

市独自の保険料軽減を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの軽減割合

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
軽減割合	2割	1割	1割	—	—	—	—	—

↓ R2は保険料の急激な増加への対応で据え置き。
R3は賦課割合見直しに伴う単身世帯の保険料増加への対応で据え置き。
R4は廃止。

実施状況	2割	1割	1割	1割	1割	廃止		
------	----	----	----	----	----	----	--	--

諮詢事項1, 2

年齢別被保険者数及び軽減対象世帯数の割合

○ 年齢別被保険者数

(単位:人)

年齢	被保険者数	構成割合	R4
0～4歳	733	1.24%	777
5～9歳	967	1.64%	1,094
10～14歳	1,171	1.98%	1,186
15～19歳	1,316	2.23%	1,363
20～24歳	1,282	2.17%	1,384
25～29歳	1,271	2.15%	1,278
30～34歳	1,515	2.56%	1,621
35～39歳	2,142	3.63%	2,281
40～44歳	2,652	4.49%	2,779
45～49歳	3,133	5.30%	3,249
50～54歳	3,512	5.95%	3,515
55～59歳	3,578	6.06%	3,658
60～64歳	5,386	9.12%	5,638
65～69歳	11,086	18.77%	11,850
70～74歳	19,329	32.71%	20,491
合 計	59,073	100.00%	62,164

※R5.11月末現在(加入状況)

○ 低所得者の軽減世帯数・被保険者数

(単位:世帯, 人)

軽減割合	世帯数	構成割合	被保険者数	構成割合
7割軽減	17,089	38.04%	21,010	33.87%
5割軽減	7,640	17.00%	12,420	20.02%
2割軽減	5,183	11.54%	8,523	13.74%
軽減なし	15,017	33.42%	20,072	32.36%
市独自1割				
合 計	44,929	100.00%	62,025	100.00%

※R5年6月当初賦課時点

介護分保険料あり
(全体の30.92%)

- ・全体の約7割(66.58%)が保険料軽減対象世帯
- ・年金収入の世帯が多いことが影響 (65歳以上の場合、年金収入が年間330万円未満で公的年金所得控除110万円あり)

- ・65歳から74歳までが全体の約半分(51.48%)
- ・退職後に国保に加入する人が多い

旭川市の国保加入者は、年金収入(所得が低い)の単身・2人世帯が多い

質問事項 1

基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた介護分保険料の減免の答申案について

答申案① 減免額の据え置き(赤字解消計画の見直し)

基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた保険料の減免については、決算補填等目的の一般会計からの繰入れは段階的に解消が求められているが、赤字解消計画を見直し、令和6年度は減免額を令和5年度と同額の500円とすること。

答申案② 減免額の拡大(赤字解消計画の見直し)

基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた保険料の減免については、決算補填等目的の一般会計からの繰入れは段階的に解消が求められているが、赤字解消計画を見直し、令和6年度は令和5年度よりも減免額を拡大すること。

答申案③ 減免制度の廃止(赤字解消計画の達成)

※市の考え方

基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた保険料の減免については、決算補填等目的の一般会計からの繰入れは段階的に解消が求められており、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、減免制度を廃止すべきである。

答申案① 減免額の据え置き

7割・5割軽減対象世帯の減免については、平成30年度から令和5年度までの激変緩和措置であるが、令和6年度は減免額を令和5年度と同額の被保険者1人につき500円減免とすること。

答申案② 減免額の拡大

7割・5割軽減対象世帯の減免については、平成30年度から令和5年度までの激変緩和措置であるが、令和6年度は減免額を令和5年度と同額以上に被保険者1人当たりの減免額を拡大すること。

答申案③ 減免制度の廃止

※市の考え方

7割・5割軽減対象世帯の減免については、平成30年度から令和5年度までの激変緩和措置であり、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、減免制度を廃止すべきである。

諮詢事項3

賦課限度額による保険料比較

○40歳夫婦

2人

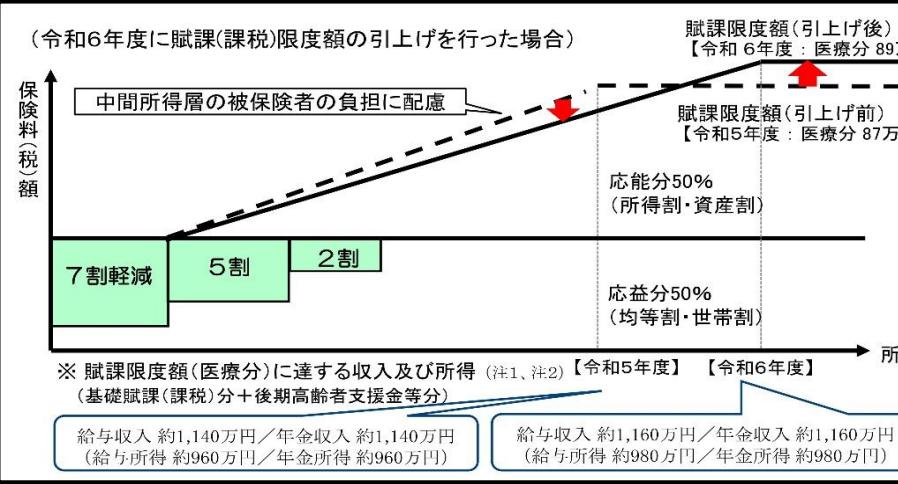
限度額2万円の引き上げで、所得割税率が概ね0.03%引き下がると想定

(単位:円)

○夫のみ給与所得

	令和6年度保険料 ※限度額据え置き				合計保険料
	医療分	支援金分	介護分	合計	
賦課総額(千円)	4,768,978	1,584,852	471,711		
所得割 (41%)	8.87	2.94	2.39		
均等割 (35%)	28,730	9,550	9,430		
平等割 (24%)	28,820	9,580	7,200		
賦課限度額	650,000	220,000	170,000	1,040,000	
収入金額	所得金額	軽減	保険料	保険料	合計保険料
980,000	430,000	7割	25,860	8,590	42,250
1,080,000	530,000	5割	52,000	17,270	15,410
1,2					84,680
1,5	R5において賦課限度額が、国の基準額(法定)を下回っている自治体				108,800
1,6	(道内都市)苫小牧市、江別市				144,300
1,9	~医療分65万円、支援金分20万円、介護分17万円				207,910
2,2	(中核市)金沢市、寝屋川、高知市				236,310
2,5	~医療分63万円、支援金分19万円、介護分17万円				264,710
					321,340
2,828,571	1,900,000		216,660	71,	
3,114,286	2,100,000		234,400	77,	
3,675,000	2,500,000		269,880	89,	
4,175,000	2,900,000		305,360	101,	
4,675,000	3,300,000		340,840	113,	
5,175,000	3,700,000		376,320	124,	
5,675,000	4,100,000		411,800	136,	
6,175,000	4,500,000		447,280	148,	
6,666,667	4,900,000		482,760	160,	
7,111,111	5,300,000		518,240	171,	
7,555,556	5,700,000		553,720	183,	
8,000,000	6,100,000		589,200	195,	
8,444,444	6,500,000		624,680	207,	
8,850,000	6,900,000		650,000	218,	
9,250,000	7,300,000		650,000	220,000	1,040,000

令和6年度保険料 ※限度額引き上げ				
医療分	支援金分	介護分	合計	差額
4,768,978	1,584,852	471,711		
8.84	2.94	2.39		
28,730	9,550	9,430		
28,820	9,580	7,200		
650,000	240,000	170,000	1,060,000	20,000
保険料	保険料	保険料	合計保険料	差額
25,860	8,590	7,800	42,250	0
5 賦課限度額を上げると、限度額				84,650
6 超過世帯の保険料は上がります				-30
8 が、その分、所得割の料率が下				108,720
12 がるため、中間所得層の保険料				-80
14 が下がる効果があります。				144,140
16 ↓ イメージ				-160
				207,710
				-200
				236,050
				-260
				264,390
				-320
				320,960
				-380
				349,300
				-440
				377,640
				-500
				434,320
				-620
				491,000
				-740
				547,680
				-860
				604,360
				-980
				661,040
				-1,100
				717,720
				-1,220
				774,400
				-1,340
				831,080
				-1,460
				887,760
				-1,580
				944,440
				-1,700
				999,990
				-1,820
				1,038,890
				0
				1,050,650
				10,650



※基礎控除額

430,000円

※基礎控除後所得167万円以下介護分1人につき

0円減免

※7割・5割軽減世帯1人につき

0円減免

※18歳未満均等割減免(他軽減制度適用後)

5割減免

430,000円

※基礎控除後所得167万円以下介護分1人につき

0円減免

※7割・5割軽減世帯1人につき

0円減免

※18歳未満均等割減免(他軽減制度適用後)

5割減免

答申案① 賦課限度額の据え置き

旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定については、中間所得層の負担軽減や道内市町村の保険料水準の統一を図るため、国の定める法定限度額に改定していく必要があるが、物価高騰等の影響により経済的負担が大きい状況の中で、法定限度額に改定することは、対象となる世帯にとって負担増となることから、令和6年度は賦課限度額の合計額を現行の104万円に据え置き、令和7年度以降早期に国の定める法定限度額とすること。

答申案② 賦課限度額の引き上げ

※市の考え方

旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定については、中間所得層の負担軽減や道内市町村の保険料水準の統一を図るため、国の定める法定限度額に改定していく必要があることから、支援金賦課限度額を22万円から24万円に2万円引き上げ、賦課限度額の合計額を国の定める法定限度額である106万円にすること。